

# 相続手続のご案内

## 小田原第一信用組合

この度は、御親族様のご逝去に接し、喪心よりお悔やみ申し上げます。

このご案内は、当組合とお取引いただいているお客さまがお亡くなりになり、その預金等を相続人さまにお支払いするための手続について説明をしております。

ご不明な点につきましては、取引店へお問い合わせください。

## □ お手続の流れ

### お手続の申出

- 亡くなられた方（被相続人さま）取引店にお申出ください。
- お申出により、亡くなられたお客さま（被相続人さま）の預金は、相続手続が完了するまで、お引出・ご入金などのお手続は出来なくなりますので、予めご了承ください。  
（下記の「ご留意いただきたい事項」を参照願います）



### 必要書類のご準備

- お取引の内容、相続方法に応じ、ご準備いただく書類が異なります。3ページの「相続方法のご確認」を参照いただき、ご不明な点は取引店にご照会ください。



### 書類のご提出

- ご準備いただいた書類は、当組合所定の相続手続依頼書とともに取引店にご提出ください。  
（6ページの「相続手続依頼書について」を参照願います。）



### 相続預金のお支払い等

- 預金の払戻し等は、ご提出いただいた書類を確認させていただいた後となります。
- お手続に日数がかかることがありますので、予めご了承ください。

## □ ご留意いただきたい事項

相続のご連絡をいただいた場合、亡くなられた方（被相続人さま）との取引は、以下のお取扱いとさせていただきますので、ご留意ください。

取引内容		取扱方法
ご預金	お引出	● お取扱いできません。
	お預入	● お取扱いできません。
	お振込みの受取	● 家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。
	口座振替	● 引落し(支払い)できなくなります。 ● 公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続を行ってください。
出資金		● 持分の払戻し、または相続人さまへの譲渡のいずれかを選択していただきます。 なお、払戻しは1年～1年半かかる場合もございます。
融資		● ご融資の内容により手続きが異なりますので、取引店にご照会ください。

被相続人

相続関係図

作成日 令和 年 月 日

組合使用欄

検印 作成

1. 記入要領

- ①配偶者と子については、必ず記入。
- ②上記①以外の法定相続人を記入。
- ③( )内は本人との続柄を記入。
- ④婚姻・離婚・縁組・離縁は、相続人を判断する際に必要な範囲で日付を記入。
- ⑤法定相続人は点線の枠を実線に修正。

2. 司法書士や弁護士が作成した関係図等適宜代用可。

( )	( )	(父)	(母)	( )	( )	( )
..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..
亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生

元号  
年  
月  
日

( )	( )	( )	( )	(本人)	(配偶者)	( )
..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..
亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生

元号  
年  
月  
日

( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
..	..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..	..
亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生

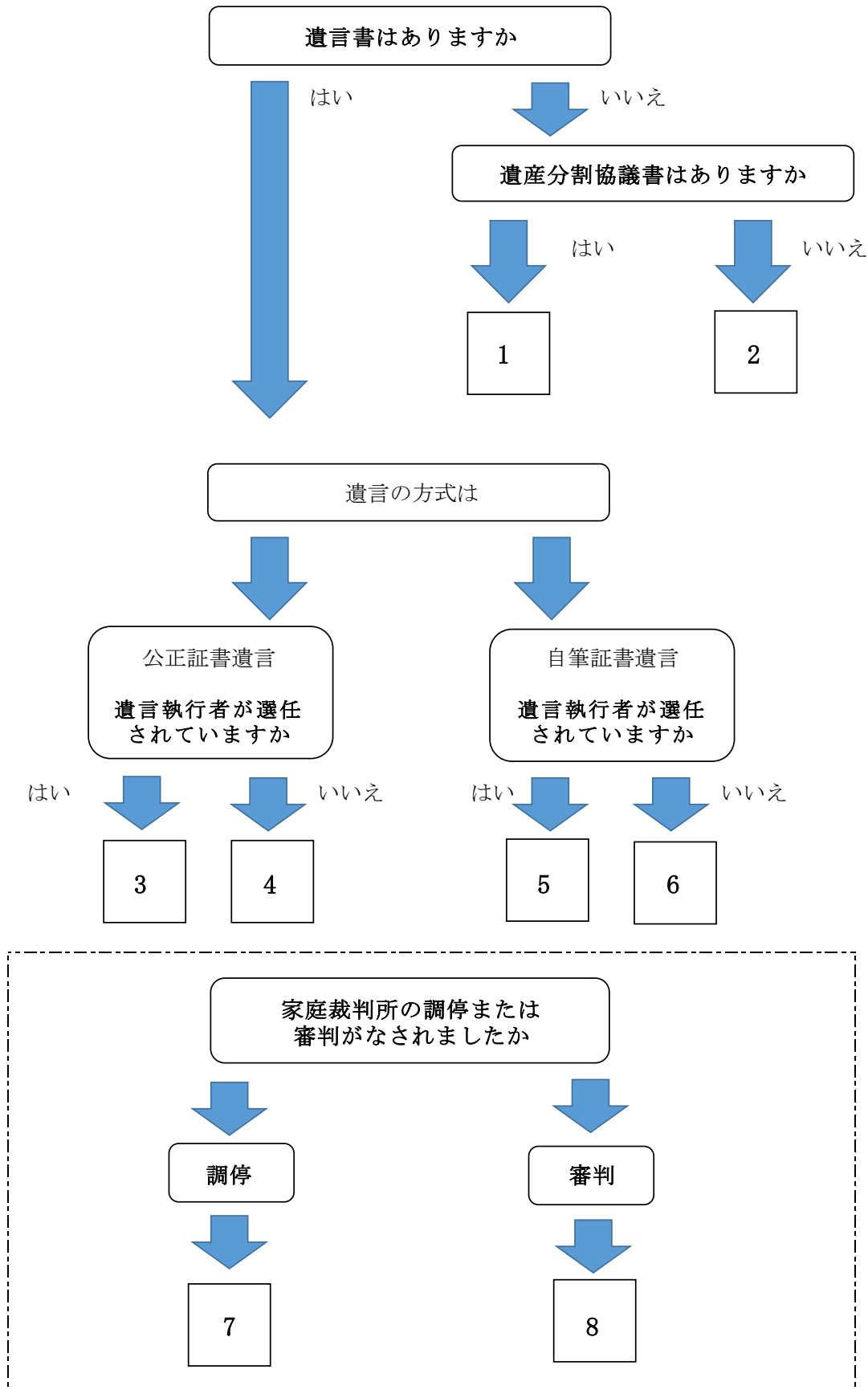
元号  
年  
月  
日

( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
..	..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..	..
..	..	..	..	..	..	..	..
亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生	亡生

元号  
年  
月  
日

## □ 相続方法のご確認

相続の方法により、ご準備いただく書類が異なります。次ページ「必要書類について」の番号(1~8)と合わせてご確認ください。



□ 必要書類について

確認	ご準備いただくもの	1	2	3	4	5	6	7	8
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書（当組合所定書式）	○	○		○		○	○	○
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書（遺言執行者用）（当組合所定書式）			○		○			
<input type="checkbox"/>	相続預金の通帳・証書など	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカードなど）	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	相続人さまの実印	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	領収書（当組合所定書式）	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本（出生から死亡まで） ◇5ページ「戸籍謄本について」をご参照ください	○	○		○		○		
<input type="checkbox"/>	相続人さまの戸籍謄本（必要に応じて） ◇5ページ「戸籍謄本について」をご参照ください	△	△		△		△		
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の印鑑登録証明書 （△→調停または審判で指定された当組合預金の受領者の方）	○	○		○		○	△	△
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書（法定相続人全員のご署名・ ご捺印（実印）がお済みのもの）	○							
<input type="checkbox"/>	遺言書			○	○	○	○		
<input type="checkbox"/>	検認済証明書（または検認調書）					○	○		
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の選任審判書謄本 （家庭裁判所に遺言執行者の申立をした場合のみ）			○		○			
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本 （亡くなったことが確認できるもの）			○		○			
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の印鑑登録証明書			○		○			
<input type="checkbox"/>	調停調書謄本							○	
<input type="checkbox"/>	審判書謄本・確定証明書								○

※ 相続手続を弁護士・信託銀行等に委任する場合は、委任状をご提出いただきます。

○ 書類は原本をご準備ください。ご返却をご希望であれば、原本確認後、写しを取らせていただきご返却いたしますので、お申出ください。

○ 「法定相続情報一覧図の写し」（法務局の発行する認証文付の書類原本）をご提出いただく場合、戸籍謄本等のご提出に代えることができます。（戸籍謄本等のご提出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。）

相続方法・手続方法により、追加で書類をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

## □ 戸籍謄本について

### △ 被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本について

- 相続人さまを確認するためには、被相続人さま（亡くなられた方）がお生まれになったときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要になります。
- ※ 戸籍改製の際、改製後の戸籍にはすべての事項が移されるわけではなく、婚姻で除籍された子等は移されません。そのため、被相続人さま（亡くなられた方）の相続人さまの確認のために改製原戸籍等を提出していただきます。

### △ 相続人さまの戸籍謄本について

- 被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人さまの戸籍謄本（結婚などで除籍されている場合は、除籍から現在の謄本まで連続した戸籍謄本）が必要になります。
- 兄弟・姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さま（亡くなられた方）のご両親のお生まれになったときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要になります。

## □ 印鑑登録証明書について

- 発行後、3ヶ月以内の印鑑登録証明書をご準備ください。
- 海外に居住されている方は、印鑑登録証明書にかえて大使館・領事館などで発行する「サイン証明書」が必要になります。

## □ 相続手続依頼書について

相続手続依頼書は次ページの「相続手続依頼書記入見本」を参考のうえ、ご記入ください。

- 相続手続依頼書は原則として、相続人さま全員が各自自筆で署名し、実印を押印してください。
  - ※ 遺言執行者が選任されている場合は、遺言執行者の署名押印が必要になります。
  - ※ 当組合の預金を取得いただく相続人さまのみの署名押印でも手続可能な場合がございます。
- 署名の際は、印鑑登録証明書と同一の字体で署名をお願いします。また、住所は印鑑登録証明書記載の住所をご記入ください。

## □ 残高証明書の発行手続

残高証明書が必要な場合は、必要書類をご準備のうえ取引店にお申し出ください。

### △ 必要書類（ご準備いただく書類）

- 被相続人（亡くなられた方）がお亡くなりになったことが確認できる書類
- 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることが確認できる書類
- 手続をされる方の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

### △ 発行手数料

- 当組合所定の発行手数料がかかります。
  - ※ 発行まで日数をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

## □ 仮払い手続きについて

別途、取引店にご照会ください。

# 記入見本

顧客番号					

## 相続手続依頼書(様式ア)

令和 年 月 日

被相続人名義の預金・出資金明細及び取扱方法

小田原第一信用組合 御中

お取引店へご提出される日付をご記入ください

被相続人(亡くなった方)	平成 令和 <〇で囲んで下さい> 年 月 日死亡	遺言(有・無)
住所 小田原市栄町〇-〇-〇		
氏名 だいしん 太郎		該当する方に 〇囲みしてください

預金科目	口座番号	金額(残高)※	取扱方法(いずれかに〇)		受取人
			払戻・脱退	名義変更	
普通預金	1223334	1,500,000	〇		だいしん 次郎
定期預金	5666778-001	500,000	〇		小田原 花子
定期預金	5666778-002	700,000	〇		小田原 花子
定期積金	7777777	300,000	〇		信組 五郎
		合計	¥3,000,000	※死亡届受理時点での預金等の金額(残高)	

相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>	相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>
住所 小田原市中町〇-〇-〇	住所 小田原市東町〇-〇-〇
氏名 だいしん 次郎	氏名 小田原 花子
実印	実印
相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>	相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>
住所 小田原市浜町〇-〇-〇	住所 小田原市東町〇-〇-〇
氏名 信組 五郎	氏名 小田原 花子
実印	実印
相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>	相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>
住所	住所
氏名	氏名
実印	実印
相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>	相続人・他( ) <〇で囲んで下さい>
住所	住所
氏名	氏名
実印	実印

必ずご本人さまが自署捺印してください

過日死亡いたしました上記被相続人の貴信用組合との取引における相続手続については、後記のとおりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、私(ども)のほか相続人その他の権利関係を有する者はありませんが、万一私(ども)以外の者から権利を主張された場合は、私(ども)が連帯して責任を負い、貴信用組合にはいっさいのご迷惑、ご損害をおかけしません。